

(6) 公益社団法人移行に伴う経過措置に関する規程

[平成23年3月18日 制定]

(目的)

第1条 社団法人土木学会（以下「現法人」という）が公益社団法人土木学会（以下「新法人」という）に移行した後に現法人が有する規程等（以下「現規程等」という）の運用に係る経過措置について定める。

(現法人の規程等)

第2条 現規程等とは、現法人の理事会で定めた規程、規定、細則及び内規を指す。

(現法人の規程等の効力)

第3条 新法人の事業運営上必要となる規程、規則、細則もしくは内規（以下「新規程等」という）が新法人において制定・改正されるまでの間、当該規程等に相当する現規程等がある場合には、その現規程等は、なおその効力を有する。

(現法人の規程等の失効)

第4条 第3条の定めにより、新法人において現規程等に対応する新規程等が制定された場合は、その現規程等は効力を失う。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は新法人の理事会の決定によるものとする。

附則（平成23年3月18日 理事会議決）本規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。